

一 県立こころの医療センターに勤務する職員

適用範囲	支給額	
1 エックス線その他の放射線を取り扱うことを常例とする者(補助者を含む。ただし、別に定めるものを除く。)	月額 一九、三五〇円	
2 看護業務に従事する看護師(別に定める看護業務管理を行うものを除く。)、 准看護師	(1) 医療職(三)三級、二級又は一級の職務にある者	月額 一七、三〇〇円
	(2) 医療職(三)五級又は四級の職務にある者	月額 一四、七五〇円
	(3) 医療職(三)六級の職務にある者	月額 九、七五〇円
3 看護部長及び主として看護業務管理を行う看護部次長	月額 六、八五〇円	
4 作業療法及びレクリエーション療法に従事する者(補助者を含む。)及び看護業務の補助(保清及び洗濯業務を含む。)に従事する者	月額 二一、一〇〇円	
5 診療業務に従事する医師(院長を除く。)	月額 一九、四五〇円	
6 精神保健指定医(院長を除く。)	月額 三二、二五〇円	
7 病理細菌技術者(補助者を含む。)、栄養士並びにケース・ワーク、心理検査及び病院施設管理業務に従事する者	月額 一八、五〇〇円	
8 1から7までに掲げる者以外の者で患者に接することを常例とするもの	月額 一三、〇五〇円	
9 1から8までに掲げる者以外の者で患者に接するもの	日額 六二〇円	

二 県立一志病院に勤務する職員

適用範囲	支給額	
1 エックス線その他の放射線を取り扱うことを常例とする者(補助者を含む。ただし、別に定めるものを除く。)	月額 一八、二〇〇円	
2 病原体を直接取り扱うことを常例とする病理細菌技術者(補助者を含む。)	月額 一七、四〇〇円	
3 看護等業務のうち常時手術室又は人工透析室に勤務する者	(1) 医療職(三)三級、二級又は一級の職務にある者	月額 一三、六〇〇円
	(2) 医療職(三)五級又は四級の職務にある者	月額 一一、一五〇円
	(3) 医療職(三)六級の職務にある者	月額 六、四五〇円
4 常時手術室又は人工透析室に勤務する看護等業務の補助業務に従事する者	月額 一七、四〇〇円	
5 医師(院長を除く。)、薬剤師、理学療法士、作業療法士及び看護等業務の補助業務(保清及び洗濯業務を含む。)に従事する者	月額 一三、〇五〇円	
6 看護等業務に従事する助産師、看護師(別に定める看護等業務管理を行うものを除く。)、准看護師	(1) 医療職(三)三級、二級又は一級の職務にある者	月額 八、八五〇円
	(2) 医療職(三)五級又は四級の職務にある者	月額 六、五五〇円
	(3) 医療職(三)六級の職務にある者	月額 二、二〇〇円
7 窓口業務を担当することを常例とする者及びこれに準ずる者	月額 一三、〇五〇円	
8 看護部長及び主として看護等業務管理を行う看護部次長	月額 一、四〇〇円	
9 1から8までに掲げる者以外の者で患者に接することを常例とするもの	月額 一二、二五〇円	
10 1から9までに掲げる者以外の者で患者に接するもの	日額 五八〇円	